

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を募集します。

令和8年2月9日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項

(1) 契約番号・名称	秋田市北部市民サービスセンターパソコン等賃貸借 (長期継続契約5年)
(2) 仕様書等	別紙「仕様書」のとおり
(3) 設置場所	別紙「仕様書」のとおり
(4) 賃貸借期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
(5) 入札参加要件	<p>ア 本件に係る物品の納入・設置ができ、納入機器の故障時等に迅速な対応が可能であるほか、賃貸借契約を行える業者であること。 (本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。)</p> <p>イ 秋田市に本社、支店又は営業所を有していること。</p> <p>ウ 過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。</p> <p>エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。</p> <p>カ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>キ 市税に滞納がないこと。</p>
(6) 入札参加申込み	<p>受付期間 令和8年2月9日（月）から令和8年2月18日（水）まで (※土曜、日曜を除く毎日、午前9時から午後5時まで)</p> <p>受付場所 秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター 総務担当</p>
(7) 指名通知 (非指名通知)	令和8年2月20日（金）までにFAXで通知

(8) 入札	
日 時	令和8年2月27日(金) 午後2時00分
場 所	秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター 3階 大会議室
入札保証金	免除
(9) 契 約 日	令和8年3月5日(木)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

- ア 本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。
- (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- (イ) 業務履行実績調書（様式2）
- (ウ) 誓約書（様式3）
- (エ) 商業登記簿謄本又は法人登記事項証明書（申請前3カ月以内に発行されたもの。写し可）
- (オ) 納税証明書（市税に未納がないことを示す証明書）（申請前3カ月以内に発行されたもの。写し可）
- (カ) 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し
入札参加業者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約（覚書等）を締結し、その写しを提出すること。ただし、リース料率部分については伏せること。
- イ アの(ア)(イ)(ウ)の様式については、秋田市ホームページから入手してください。
- ウ 申込書等は持参してください。郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 指名通知又は非指名通知について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知を送付します。
- イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知を送付します。
- ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。
- イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に削減又は減額があった場合に当該契約が解除になることを了承のうえ参加してください。
なお、長期契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約です。
- ウ 入札書の入札金額に賃貸借期間中の総額を記入してください。

エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とします。

オ 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行います。

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できないものとします。

キ 代表者が、入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には、代理人の印を押印してください。

ク 契約内容に別紙「個人情報取扱特記事項」があることを了承のうえ、参加してください。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申請書等は、返却しません。

(3) 現地確認を希望する場合は、事前に(4)の問い合わせ先までご連絡ください。

(4) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市北部市民サービスセンター 総務担当

電話：018-845-2261